

平成 28 年度 税制改正大綱

～ 所得税・その他 ～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。
私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、
何らかのお役に立てればと願っております。
情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！
お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者が
お伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。
税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人



株式会社トータル財務プラン
税 理 士 法 人トータル財務プラン
行 政 書 士 法 人トータル財務プラン
友 弘 正 人 公 認 会 計 士 事 務 所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail topp@hi-ho.ne.jp

平成 28 年度 税制改正大綱

～ 所得税・その他 ～

1 はじめに

「税務・財務情報 第 2803 号」で、「平成 28 年度税制改正大綱」の法人税、消費税についてご案内しました。今月号では、所得税、地方税等の改正についてご説明いたします。

2 所得税

1. 市販薬を対象とした所得控除の創設「スイッチ O T C 薬控除」

(1) 制度の概要

医療用医薬品からの代替を進めるため、「スイッチ O T C 医薬品」を対象とした新たな所得控除制度が創設されました。

検診、予防接種等を受けるなど、健康の維持増進および疾病の予防に対して一定の取り組みをしている個人が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間にスイッチ O T C 医薬品の購入費用を年間 1 万 2 千円超支払った場合に、その購入費用のうち 1 万 2 千円を超える金額（所得控除の限度額が 88,000 円まで）を、その年の総所得金額等から控除する医療費控除の特例制度です。スイッチ O T C 医薬品の購入費用は、現行の「医療費控除」の適用対象にも含まれますが、「医療費控除」と「スイッチ O T C 医薬品控除」は完全選択性になります。

現行の医療費控除は 医療費の自己負担額が、10 万円または所得金額の 5%との少ないほうの金額を超えた場合に適用があるのに対し、スイッチ O T C 医薬品控除は購入費用が 1 万 2 千円を超えると適用があるため、適用に関するハードルは低いといえそうです。

(2) スイッチ O T C 医薬品とは

医師に処方してもらう医薬品でなく、医療用から転用（スイッチ）されたものとして薬局などで購入できる一般用医薬品のことで、具体的な医薬品の範囲等は政省令等により明らかにされる見込みです。

II. 相続空き家の譲渡に3,000万円の特別控除

相続を機に、被相続人が居住していた家屋が空き家になるケースが多いのですが、相続人にとって空き家の維持改修や除去には大きなコストがかかります。適切な管理がなされていない空き家が、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことを未然に防ぐことを目的として創設されました。

(1) 制度の概要

相続人が相続により生じた空き家またはその空き家を除去した後の敷地を、相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合に、その家屋または除去後の土地の譲渡益から3,000万円を特別控除する制度です。

(2) 適用要件など

対象家屋：相続開始直前において被相続人のみが居住していた家屋

(旧耐震基準が適用される昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る)
区分所有建築物を除く

要件：耐震性がない場合は耐震リフォームを行うこと

譲渡家屋又は土地が相続時から譲渡時点までに居住、貸付、事業の用に供されたことがないこと

譲渡価額が1億円以下であること

適用期間：平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間の譲渡

III. 三世代同居に対応した住宅リフォームに係る税額制度の導入

世代間の助け合いによる子育てを支援する観点から、三世代同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度が創設されました。

(1) 制度の概要

① 三世代同居改修工事等に係る住宅借入金を有する場合

改修工事等の借入金等の年末残高(1,000万円を限度)の区分に応じ それぞれに定める割合で計算した金額の合計額を所得税の額から控除する。

償還期間5年以上の住宅借入金を適用対象とし、控除期間は5年間とする。

② 三世代同居改修工事等を自己資金で行った場合

三世代同居改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除する。

その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合は税額控除を適用しない。

(2) 適用要件

[対象工事]

- ① 調理室、②浴室、③便所④玄関のいずれかを増設する工事で、①から④までのいずれか2つ以上が複数となるものであって、工事費用（補助金等の交付がある場合には補助金の額を控除した後の金額）が50万円を超えるもの。

[適用期間]

平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供した場合

IV. 通勤手当の非課税枠の引き上げ

新幹線を利用した地方から大都市圏への通勤など、近年の通勤手当の実態を踏まえ、通勤手当の非課税限度額が現行の10万円から、15万円へ引き上げられました。

3 その他

I. 車体課税の見直し

(1) 自動車取得税は 消費税率10%時の平成29年4月1日に廃止されます。

(2) グリーン化特例の見直しと延長

自動車税及び軽自動車税において、平成27年度末で期限切れを迎える自動車税のグリーン化特例は、基準の切り替えと重点化を行った上で1年間延長されます。

グリーン化特例とは、燃費性能が優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置です。

(3) 自動車税及び軽自動車税における環境性能割（仮称）の創設

自動車の環境性能に応じて 自動車の取得価額に一定の税率を適用し、一定の自動車について非課税を適用します。平成29年4月1日以後の自動車の取得から施行されます。

II. 納税環境整備

国税の納付手続きの多様化を図り、納税者の利便性を向上させるため、インターネットを利用したクレジットカードによる国税の納付を可能とする制度が創設されました。平成29年4月1日以後に国税の納付を行う場合に適用されます。

4 終わりに

平成28年度税制改正では、法人税の実効税率の引き下げ、消費税率10%への引き上げ時における軽減税率導入が目立った改正となっており、個人課税は新たな制度も創設されていますが、全体として大幅な改正とはなっていません。ご興味のある方や質問のある方は、当事務所にお問い合わせください。